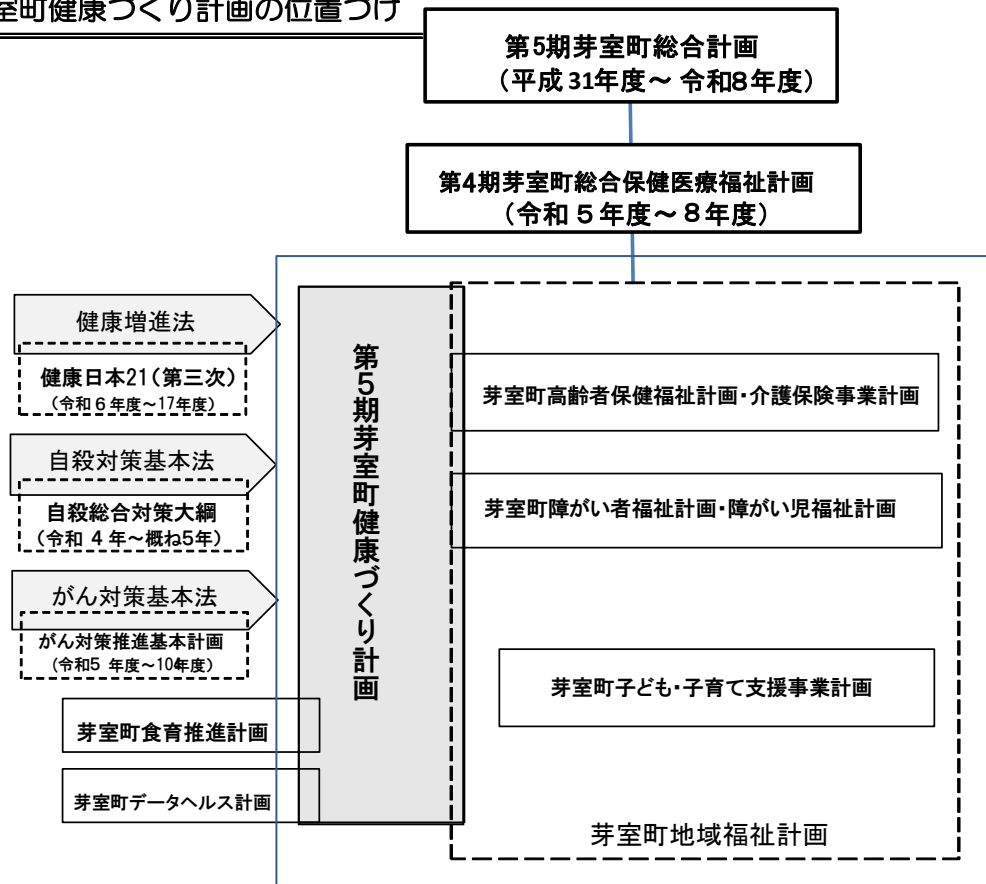


第5期芽室町健康づくり計画の位置づけについて

この計画は、第5期芽室町総合計画に基づき、芽室町における成人保健事業の基本的な方向と必要な対策を明らかにするものであり、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画を一体的に策定するものです。

この計画の推進にあたっては国の「健康日本 21(第三次)」の基本的な方向や「自殺総合対策大綱」の基本理念を踏まえ、平成30年度策定の第5期芽室町総合計画の下位計画に位置する第4期芽室町総合保健医療福祉計画を指針として、「芽室町地域福祉計画」「芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「芽室町食育推進計画」「芽室町データヘルス計画」等と十分な整合性を図るものとします。

第5期芽室町健康づくり計画の位置づけ



○計画期間

この計画は、関連する芽室町データヘルス計画と計画期間を合わせ、令和6年度から令和11年度を計画期間とします。

○計画の対象

この計画は、主に40歳から64歳の壮年期を中心とし、20歳以上を含む町民を対象とします。